

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

発信時刻 7時 30分

様式 9-1

第 25 条 報告

送信枚数 ( 1 / 1 )

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第 2 4 9 7 1 報)

2023年 9月 6日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第 2.5 条 報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2
特定事象の発生箇所 (注 1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻 (注 1)	2011年 (平成 23年) 3月 11日 16時 36分 (24時間表示)
特定事象の種類 (注 1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第 6 条第 4 項第 4 号, 省令第 2 1 条第 1 項ロ)
発生事象と対応の概要 (注 2) (注 3)	(対応日時, 対応の概要) 本日 6 時 4 8 分, 物揚場周辺道路付近において油らしきものの痕跡を協力企業社員が発見しました。 状況は以下のとおりです。 ・発見時刻 6時48分 ・発生場所 発電所構内 物揚場周辺道路付近 ・発見者 協力企業社員 ・漏えい範囲 約 30m×50m (濡れた路面の表面に油らしきものを確認) ・拡大防止処置 確認中 ・漏えい継続の有無 なし ・双葉消防本部への連絡時刻 7時13分 付近に火気、可燃物等はなく、火災の可能性がないことを確認しました。 状況が分かり次第お知らせします。 【公表区分: E】 ※添付の有リ・ <del>無し</del> (注 4)
その他の事項の対応 (注 5)	なし

備考 この用紙の大きさは, 日本産業規格 A 4 とする。

(注 1) 最初に発生した特定事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注 2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注 3) 当該原子力事業所所在市町村において震度 6 弱以上の地震が発生した場合, また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は, その発生日時, 観測用地震計の加速度 gal 数 (水平方向, 鉛直方向) を記入する。

(注 4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は, 本様式に加えて様式 9-1 添付を用いて報告する。なお, 様式 9-1 添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注 5) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

発信時刻

9 時 05 分

様式 9-1

第 25 条 報告

送信枚数 ( 1 / 1 )

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第 2 4 9.7 2 報)

2023年 9月 6 日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第 2 5 条 報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2
特定事象の発生箇所 (注 1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻 (注 1)	2 0 1 1 年 (平成 2 3 年) 3 月 1 1 日 1 6 時 3 6 分 (2 4 時間表示)
特定事象の種類 (注 1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第 6 条第 4 項第 4 号, 省令第 2 1 条第 1 項ロ)
発生事象と対応の概要 (注 2) (注 3)	(対応日時, 対応の概要) 第 2 4 9 7 1 報でお知らせした, 物揚場周辺道路付近における油らしきものの痕跡の発見について, その後の状況をお知らせします。  本案件については, 8 時 2 5 分に公設消防より「油漏えい事象」と判断されました。  油の範囲は, 当初 3 0 m × 5 0 m と確認されましたが, その後道路が乾き, 最終的に残った 1 m × 1. 5 m と, 0. 5 m × 0. 5 m の 2 か所について, 吸着マットによる拭き取りを完了しております。  なお, 側溝や排水路への流れ込みはないことを確認しており, 港湾内への漏えいはありません。  【公表区分: E 統】 ※添付の有リ・ <del>無</del> (注 4)
その他の事項の対応 (注 5)	なし

備考 この用紙の大きさは, 日本産業規格 A 4 とする。

(注 1) 最初に発生した特定事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注 2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注 3) 当該原子力事業所所在市町村において震度 6 弱以上の地震が発生した場合, また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は, その発生日時, 観測用地震計の加速度 gal 数 (水平方向, 鉛直方向) を記入する。

(注 4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は, 本様式に加えて様式 9-1 添付を用いて報告する。なお, 様式 9-1 添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注 5) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

発信時刻 14時55分

様式9-1

第25条報告

送信枚数 (1/14)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第24973報)

2023年 9月 6日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分 (24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)(注3)	<p>(対応日時, 対応の概要)</p> <p>プラント関連パラメータ、タンクエリアパトロール結果等について、下記のとおりお知らせいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント関連パラメータ [ 9月 6日 11時00分現在]</li> <li>・集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 [採取日 9月 5日]</li> <li>・槽内排水路 分析結果 [採取日 9月 5日]</li> <li>・護岸地下水観測孔 分析結果 [採取日 9月 1日、9月 5日]</li> <li>・海水分析結果&lt;港湾内、放水口付近&gt; [採取日 9月 5日]</li> <li>・1号機、2号機放水路 分析結果 [採取日 9月 4日]</li> <li>・地下貯水槽(周辺観測孔) 分析結果 [採取日 9月 5日]</li> <li>・地下貯水槽(ドレン孔・検知孔・海側観測孔) 分析結果 [採取日 9月 5日]</li> </ul> <p>・発電所敷地内におけるモニタリング結果について、前回のお知らせから有意な変動はありません。</p> <p>・タンクエリアパトロール及び汚染水タンク水位計による常時監視において、漏えい等の異常はありません。</p> <p>・建屋滞留水の移送状況について、パトロール及び警報監視において、漏えい等の異常は確認されません。</p> <p>・放出を継続しているALPS処理水測定・確認用タンクB群の放出実績は以下の通りです。 放出実績 9月 5日0時00分~24時00分の実績 約456m<sup>3</sup></p> <p>サブドレン他水処理施設一時貯水タンクEの当社及び第三者機関による分析結果については、共に運用目標値を満足していたことから、9月 7日に排水を実施します。 排水開始・終了の実績については、別途お知らせします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サブドレン・地下水ドレン浄化水 排水前分析結果 [採取日 9月 2日]</li> </ul> <p>【公表区分：その他】</p>

(2/14)

	※添付の有 <sup>り</sup> ・無し (注4)
その他の事項の対応 (注5)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 当該原子力事業所所在市町村において震度6弱以上の地震が発生した場合、また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は、その発生日時、観測用地震計の加速度gal数(水平方向、鉛直方向)を記入する。

(注4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は、本様式に加えて様式9-1添付を用いて報告する。なお、様式9-1添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注5) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。



(4/14)

2023年9月6日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

### 集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 (γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		I-131 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
4号T/B建屋南東	2023/09/05 08:24	< 3.9E+00	< 4.6E+00	2.5E+01
プロセス主建屋北東	2023/09/05 09:05	< 4.3E+00	< 5.4E+00	< 5.6E+00
プロセス主建屋南東	2023/09/05 09:00	< 4.3E+00	< 3.9E+00	< 5.1E+00
雑固体廃棄物減容処理建屋南	2023/09/05 08:53	< 3.7E+00	< 3.9E+00	< 3.4E+00
サイトバンカ建屋南西	—	—	—	—
焼却工作建屋西側	2023/09/05 08:50	< 5.4E+00	< 5.4E+00	1.0E+02
雑固体廃棄物減容処理建屋北	2023/09/05 08:20	< 4.5E+00	< 3.9E+00	< 3.9E+00
サイトバンカ建屋南東	2023/09/05 08:56	< 4.3E+00	< 4.2E+00	< 3.8E+00

・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・ $0.0E\pm 0$ とは、 $0.0 \times 10^{+0}$ であることを意味する。

(例)  $3.1E+01$ は $3.1 \times 10^1$ で31,  $3.1E+00$ は $3.1 \times 10^0$ で3.1,  $3.1E-01$ は $3.1 \times 10^{-1}$ で0.31と読む。

・サイトバンカ建屋南西は、1回/週程度の頻度で分析を実施。

2023年9月6日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一発電所

### 構内排水路 分析結果 (全β・γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
A排水路	2023/09/05 08:25	6.6E+00	< 6.0E-01	4.8E+00
物揚場排水路	2023/09/05 08:35	2.9E+01	< 7.9E-01	2.9E+01
K排水路	2023/09/05 06:00	1.0E+02 ※2	2.2E+00	8.4E+01
BC排水路	2023/09/05 06:00	2.1E+01	< 7.0E-01	< 7.1E-01
D排水路	2023/09/05 08:30	< 3.7E+00	< 6.9E-01	< 6.7E-01
5,6号機排水路※1	—	—	—	—

・不等号 (<) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・O.OE±Oとは、 $O.O \times 10^{O.O}$  であることを意味する。

(例) 3.1E+01は $3.1 \times 10^1$ で31, 3.1E+00は $3.1 \times 10^0$ で3.1, 3.1E-01は $3.1 \times 10^{-1}$ で0.31と読む。

・採取当日の降雨量は4.5 mm

・排水路流量情報は、解析のため後日公表する。

※1 5,6号機排水路は1回/月に分析を実施。

※2 降雨の影響により上昇したと考えられる。

2023年9月6日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・H-3・Y・塩素)

(1/2)

採取地点	採取日時	分析項目							Cs-137 (Bq/L)	塩素 (ppm)
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sr-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)		
No.0-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-1-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-3-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-3-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1	2023/09/01 07:33	1.5E+04	2.3E+04	< 3.2E-01	< 3.7E-01	< 3.1E+00	< 1.3E+00	< 4.0E-01	4.2E-01	-
No.1-6	2023/09/01 07:50	2.2E+06	7.7E+02	< 9.9E+04	5.5E+01	< 4.5E+03	< 2.5E+03	1.3E+04	6.6E+05	-
No.1-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-9※1	2023/09/01 07:25	6.9E+02	4.1E+02	-	-	-	-	-	-	1.0E+02
No.1-11	2023/09/01 07:29	4.1E+02	6.2E+02	< 2.7E-01	< 4.1E-01	< 2.5E+00	< 9.6E-01	< 4.5E-01	2.0E+00	-
No.1-12	2023/09/01 07:55	4.9E+02	1.9E+04	< 9.3E-01	< 1.4E+00	< 1.6E+01	< 6.6E+00	3.4E+00	1.6E+02	-
No.1-14	2023/09/01 07:40	1.2E+04	2.9E+03	< 3.3E-01	< 3.6E-01	< 4.6E+00	< 1.7E+00	9.3E-01	3.3E+01	-
No.1-15	2023/09/01 06:00	7.6E+04	2.4E+02	< 9.3E-01	< 3.4E-01	< 4.1E+00	< 1.8E+00	8.0E-01	3.2E+01	-
No.1-17	2023/09/01 07:36	1.1E+05	6.3E+02	< 4.6E-01	< 3.3E-01	< 6.1E+00	< 2.1E+00	< 6.0E-01	3.3E+00	-

・本番号(＜:小値)は、検出限界未満(ND)を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・O.0E+0は、0.0x10<sup>0</sup>であることを意味する。

・(例) 3.1E+01は3.1x10<sup>1</sup>で、3.1E+00は3.1x10<sup>0</sup>で、3.1E-01は3.1x10<sup>-1</sup>で、3.1E+02は3.1x10<sup>2</sup>と読み。

・H-3以外は取込値に取込値が示す。

※1 No.1-9は、採水部による採取であるため、測定は実施せず、全βは参考値としての値後に測定。

(6/14)

(7/14)

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・H-3・Y・塩素)

(2/2)

採取地点	採取日時	分析項目										検案		
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sb-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	その他γ線放出核種				
1,2号機ワエルの排水ポンプ 汲み上げ水		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-3		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-5 #2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-6	2023/09/01 08:25	6.3E+02	1.8E+03	< 2.9E-01	< 4.2E-01	< 2.7E+00	< 2.9E-01	< 2.9E-01	< 2.9E-01	< 1.3E+00	< 2.9E-01	2.0E+00	-	-
No.2-7	2023/09/01 08:30	3.4E+02	1.9E+03	< 2.8E-01	< 2.6E-01	< 2.7E+00	< 2.6E-01	< 2.7E+00	< 2.7E+00	< 1.1E+00	< 4.0E-01	1.3E+01	5.3E+02	-
No.2-8		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2,3号機改修ワエルの 汲み上げ水		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-3		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-4		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-5 #2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3,4号機改修ワエルの 汲み上げ水		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

・不符号 (< ; 小数点) は、検出限界未満 (ND) を表す。

・測定対象外および検出中の項目は「-」と記す。

・O, OE±0とは、 $0.0 \times 10^0$ であることを意味する。

・例)  $3.1E+01$ は $3.1 \times 10^1$ で31,  $3.1E+00$ は $3.1 \times 10^0$ で3.1,  $3.1E-01$ は $3.1 \times 10^{-1}$ で0.31と読む。

・H-3以外の観測にお知らせ済み。

※2 No.2-5, No.3-5は、取水器による採取であるため、Y線測定は実施せず。全βは参考値としてご返復に御座。

(8/14)

2023年9月6日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・γ・塩素)

(1/2)

採取地点	採取日時	分析項目							塩素 (ppm)
		全β (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	RU-106 (Bq/L)	Sb-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	
No.0-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-1-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-3-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-3-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1	2023/09/05 09:08	1.6E+04	< 3.3E-01	< 3.8E-01	< 3.6E+00	< 1.3E+00	< 4.0E-01	5.9E-01	-
No.1-6	2023/09/05 08:15	2.5E+06	< 4.8E+01	< 9.3E+01	< 4.4E+03	< 2.5E+03	1.4E+04	7.1E+05	-
No.1-8	2023/09/05 09:20	9.2E+03	< 1.6E+00	< 2.5E+00	< 2.8E+01	< 1.3E+01	6.3E+00	3.0E+02	-
No.1-9 *1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-11	2023/09/05 09:16	1.1E+02	< 2.8E-01	< 3.5E-01	< 2.0E+00	< 9.0E-01	< 3.1E-01	2.9E+00	-
No.1-12	2023/09/05 08:20	4.5E+02	< 9.1E-01	< 1.4E+00	< 1.2E+01	< 6.8E+00	2.7E+00	1.6E+02	-
No.1-14	2023/09/05 08:05	1.2E+04	< 3.3E-01	< 3.7E-01	< 5.1E+00	< 2.1E+00	1.0E+00	6.1E+01	-
No.1-16	2023/09/05 08:25	7.5E+04	< 3.9E-01	< 4.0E-01	< 4.1E+00	< 1.9E+00	6.6E-01	3.2E+01	-
No.1-17	2023/09/05 09:11	1.2E+05	< 5.5E-01	< 4.1E-01	< 6.3E+00	< 2.3E+00	< 6.6E-01	2.1E+00	-

\* 不番号 (<: 検出限) は、検出限界未満 (ND) を表す。  
 \* 測定対象外および検出中止の項目は「-」と記す。  
 \* O.O.E.とは、 $0.0 \times 10^{+0}$ であることを意味する。  
 (例) 3.1E+01は $3.1 \times 10^{+1}$ で31, 3.1E+00は $3.1 \times 10^{+0}$ で3.1, 3.1E-01は $3.1 \times 10^{-1}$ で0.31と読む。  
 \*1 No.1-9は、検出限による検出であるため、Y判定は実施せず。全βは参考値としての値に測定。

(9/14)

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・γ・塩素)

(2/2)

採取地点	採取日時	分析項目									
		全β (Bq/L)	その他の観測出稼項					Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	塩素 (ppm)	
			Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sr-125 (Bq/L)	Se-75 (Bq/L)				
1,2号観測孔 汲み上げ水	2023/09/05 08:10	2.9E+05	< 8.1E-01	< 4.8E-01	< 1.0E+01	< 3.9E+00	< 9.8E-01	5.5E+00	—	—	
No.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
No.2-2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
No.2-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
No.2-5 ※2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
No.2-6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
No.2-7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
No.2-8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
2,3号観測孔 汲み上げ水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
No.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
No.3-2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
No.3-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
No.3-4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
No.3-5 ※2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
3,4号観測孔 汲み上げ水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

・不等号 (<:小送り) は、検出限界未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・O.OE±Oとは、O.O×10<sup>0</sup>であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31, 3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1, 3.1E-01は0.31×10<sup>-1</sup>で0.31と読み。

※2 No.2-5, No.3-5は、取水器による採取であるため、V測定は実施せず。全βは参考値として各濃度に測定。

(10/14)

2023年9月6日

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一廃炉推進カンパニー

## 海水分析結果&lt;港湾内、放水口付近&gt; (全β・γ)

試料名称	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2023/09/05 07:50	—	< 7.8E-01	< 6.4E-01
1F 5号機取水口前	2023/09/05 09:10	< 1.3E+01	< 3.0E-01	6.2E-01
1F 物揚場前	2023/09/05 08:20	1.9E+01	< 4.6E-01	7.0E+00
1F 1~4号機取水口内北側 (東波除堤北側)	2023/09/05 08:15	2.7E+01	< 4.8E-01	2.1E+01
1F 1~4号機取水口内南側 (運水壁前)	2023/09/05 07:30	6.8E+01	9.1E-01	5.1E+01
1F 南放水口付近 (T-2) ※	2023/09/05 06:40	1.3E+01	< 8.9E-01	< 5.9E-01
1F 港湾口 (T-0)	2023/09/05 06:44	< 1.3E+01	< 2.4E-01	1.3E+00
1F 港湾中央	2023/09/05 06:35	1.5E+01	< 3.5E-01	2.2E+00
1F 港湾内東側	2023/09/05 06:38	< 1.3E+01	< 3.4E-01	1.8E+00
1F 港湾内西側	2023/09/05 06:33	< 1.3E+01	< 3.7E-01	2.7E+00
1F 港湾内北側	2023/09/05 06:30	1.3E+01	< 3.3E-01	1.7E+00
1F 港湾内南側	2023/09/05 06:41	1.4E+01	< 3.4E-01	1.9E+00
1F 北防波堤北側 (T-0-1)	—	—	—	—
1F 港湾口北東側 (T-0-1A)	—	—	—	—
1F 港湾口東側 (T-0-2)	—	—	—	—
1F 港湾口南東側 (T-0-3A)	—	—	—	—
1F 南防波堤南側 (T-0-3)	—	—	—	—
WHOの飲料水水質ガイドライン※1			1.0E+01	1.0E+01

・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND)を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・〇.〇E±〇とは、〇.〇×10<sup>±〇</sup>であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31, 3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1, 3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。

・物揚場前は、シルトフェンス閉鎖を行った日は閉鎖実施後にもサンプリングを実施。

※1 WHOの飲料水水質ガイドラインにおける、Cs-134, Cs-137の指標

・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について(日報)」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

※試料採取作業の安全確保ができないため、採取地点を1~4号機放水口から南側に約1300mの地点に一時的に変更。

2023年9月6日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所推進カンパニー

## 1号機, 2号機放水路 分析結果

採取地点	採取日時	分析項目			
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1号機放水路立坑水	上流側	1.3E+04	< 1.2E+02	2.1E+02	1.1E+04
	下流側	3.5E+03	4.2E+02	2.5E+01	1.3E+03
2号機放水路立坑水	上流側	1.3E+03	< 1.2E+02	1.6E+01	9.3E+02
	下流側	1.4E+02	< 1.2E+02	< 6.5E+00	4.0E+01

・不等号 (<: 小なり) は, 検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・0.0E±0とは,  $0.0 \times 10^{±0}$  であることを意味する。

(例) 3.1E+01は $3.1 \times 10^1$ で31, 3.1E+00は $3.1 \times 10^0$ で3.1, 3.1E-01は $3.1 \times 10^{-1}$ で0.31と読む。

(11/14)

(12/14)

2023年9月6日

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一廃炉推進カンパニー

## 地下貯水槽（周辺観測孔）分析結果（全β）

採取地点	採取日時	分析項目
		全β (Bq/L)
地下貯水槽 周辺観測孔 (Ⅰ～Ⅲ)	A1	—
	A2	2023/09/05 06:12
	A3	2023/09/05 06:06
	A4	2023/09/05 06:00
	A5	—
	A6	—
	A7	—
	A8	—
	A9	—
	A10	—
	A11	—
	A12	—
	A13	—
	A14	2023/09/05 07:06
	A15	2023/09/05 07:00
	A16	2023/09/05 06:52
	A17	2023/09/05 06:46
	A18	2023/09/05 06:21
	A19	2023/09/05 06:26

・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND)を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・ $0.0E\pm 0$ とは、 $0.0 \times 10^{\pm 0}$ であることを意味する。

(例)  $3.1E+01$ は $3.1 \times 10^1$ で31,  $3.1E+00$ は $3.1 \times 10^0$ で3.1,  $3.1E-01$ は $3.1 \times 10^{-1}$ で0.31と読む。

(13/14)

2023年9月6日

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一廃炉推進カンパニー

## 地下貯水槽（ドレン孔・検知孔・海側観測孔）分析結果（全β）

採取地点		採取日時	分析項目	
			全β (Bq/L)	
地下貯水槽 (ドレン孔水)	i	北東側	—	—
		南西側※	2023/09/05 06:40	3.2E+01
	ii	北東側	—	—
		南西側	—	—
	iii	北東側	—	—
		南西側	—	—
	vi	北西側	—	—
		南東側	—	—
地下貯水槽 (漏えい検知孔水)	i	北東側	—	—
		南西側※	2023/09/05 06:32	1.9E+04
	ii	北東側	—	—
		南西側	—	—
	iii	北東側	—	—
		南西側	—	—
海側観測孔	②	—	—	
	⑦	—	—	
	⑧	—	—	

・不等号 (< : 小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・〇.〇E±〇とは、〇.〇×10<sup>±〇</sup>であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31, 3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1, 3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。

※ 8月7日に有意な上昇があったため、調査分析を実施。

2023年9月6日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所推進カンパニー

### サブドレン・地下水ドレン浄化水 排水前分析結果

記号名称	採取日時	貯水量 (m <sup>3</sup> )	分析機関	分析項目					その他 y核種
				全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)		
一時貯水タンク (サンプルタンク)	E 2023/09/02 09:04	500	東京電力 東北緑化環境保全 (株)	< 1.8E+00	8.3E+02	< 8.0E-01	< 7.6E-01		検出なし
				< 3.4E-01	8.8E+02	< 6.8E-01	< 5.9E-01		検出なし
	運用目標			3.0E+00 (1.0E+00) *1	1.5E+03	1.0E+00	1.0E+00		検出されないこと*2
	告示濃度限度*3				6.0E+04	6.0E+01	9.0E+01		
	WHO飲料水質ガイドライン				1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01		

・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・0.0E±0 とは、0.0×10<sup>±0</sup>であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31, 3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1, 3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読み。

※1 運用目標の全βについては、10日に1回程度、検出限界値を1 Bq/L以下で分析を実施。

※2 Cs-134, Cs-137の検出限界値「1Bq/L未満」を確認する測定にて検出されないこと (天然核種を除く)。

※3 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度

(別表第一第六欄：周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では、Bq/cm<sup>3</sup>の表記をBq/Lに換算した値を記載])

(14/14)

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

発信時刻 15 時 50 分

様式 9-1

第 25 条 報告

送信枚数 ( 1 / 1 )

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第 2 4 9 7 4 報)

2023年 9月 6日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第 2 5 条 報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2
特定事象の発生箇所 (注 1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻 (注 1)	2 0 1 1 年 (平成 2 3 年) 3 月 1 1 日 1 6 時 3 6 分 (2 4 時間表示)
特定事象の種類 (注 1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第 6 条第 4 項第 4 号, 省令第 2 1 条第 1 項ロ)
発生事象と対応の概要 (注 2) (注 3)	(対応日時, 対応の概要) 第 2 4 9 6 8 報でお知らせしたとおり, サブドレン他水処理施設一時貯水タンク D に貯水していた水について, 本日以下のとおり排水を実施しました。  ・排水開始 : 1 0 時 0 5 分 ・排水終了 : 1 5 時 0 8 分 ・排水量 : 7 5 1 m <sup>3</sup>  排水状況については, 漏えい等の異常がないことを確認しております。  【公表区分: E】 ※添付の有リ・ <del>無し</del> (注 4)
その他の事項の対応 (注 5)	なし

備考 この用紙の大きさは, 日本産業規格 A 4 とする。

(注 1) 最初に発生した特定事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注 2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注 3) 当該原子力事業所所在市町村において震度 6 弱以上の地震が発生した場合, また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は, その発生日時, 観測用地震計の加速度 gal 数 (水平方向, 鉛直方向) を記入する。

(注 4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は, 本様式に加えて様式 9-1 添付を用いて報告する。なお, 様式 9-1 添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注 5) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。